

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度、国の基準を定めた内閣府令等（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われたもののうち、国の基準を市の基準として適用しており条例の改正を伴わないものについて、国の基準の改正の内容を報告します。

2 関係条例

- (1) 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第19号）
- (2) 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第22号）
- (3) 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第20号）
- (4) 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第62号）
- (5) 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和7年呉市条例第21号）

3 国の基準の主な改正内容

(1) 保育所等における専門職の活用（関係条例(1)，(3)，(4)及び(5)）

「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日こども家庭庁公表。以下「新たな方向性」といいます。）において、「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要」であり、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用・・・（中略）・・・を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進」することとされました。

これを踏まえ、保育所等に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士等の専門職で、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」といいます。）を、一人に限り、保育士等とみなすことができることとされました（別紙1参照）。

あわせて、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、その保育所等の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととされました。

(2) 3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定（関係条例(1) , (3) , (4) 及び(5))

新たな方向性において、保育所等における「3歳児の職員配置の改善」について「改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討」とされているところです。

最近の職員配置の改善の状況を踏まえ、満3歳以上満4歳に満たない児童等に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数について、「おおむね20人につき一人」と規定していたものを「おおむね15人につき一人」と改正された際に「当分の間」とされた経過措置が、「令和10年3月31日まで」とされました（別紙1参照）。

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設（関係条例(1) 及び(2))

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正（令和7年法律第29号による改正）により、地域の実情を勘案して必要であるときは、3歳児から5歳児までのみの小規模保育事業を実施することができるようになりました（別紙2参照）。

※ 小規模保育事業

6人以上19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0歳児から2歳児までを対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3歳児から5歳児までの受入れを可能としています。

(4) 主務保育教諭等の職の創設（関係条例(4) 及び(5))

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により、園児の教育、保育等をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職が創設され、幼保連携型認定こども園等に置くことができるようになりました（別紙3参照）。

(5) 1学級のこどもの数の引下げ（関係条例(4) 及び(5))

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特徴等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準が、1学級のこどもの数を原則35人以下から原則30人以下に引き下げられました（別紙3参照）。

なお、この改正については、令和14年3月31日までの経過措置が設けられています。

4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準をそのまま呉市の基準としました。

5 国の基準の改正の施行期日

令和8年4月1日

【参考資料】

- 別紙1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について（令和8年3月16日付けこども家庭庁成育局長ほか通知）
- 別紙2 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設（こども家庭庁作成資料）
- 別紙3 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等の公布について（令和8年3月2日付けこども家庭庁成育局長ほか通知）の添付資料【別紙3】